



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

夏季休暇のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り感謝申し上げます。職員一同、皆様のお役に立てますよう引き続き精進して参ります。お困りのこと等ございましたら、お気軽にご相談下さい。

さて誠に勝手ながら本年度の夏季休暇を以下の通り実施させていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

夏季休暇：8月14(金)～16日(日)

新型コロナウイルス感染防止に関する 柳澤会計グループの対応方針について

新型コロナウイルス感染症について弊社では感染拡大防止のため引き続き以下の対応をさせていただきます。

皆様には大変ご迷惑をおかけしますが何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【対応方針】

○お客様への対応について

- ・メール・郵送・電話・ビデオ会議等を利用してオンラインでの対応を推進していきます。
- ・訪問の際にはマスク着用等の感染対策を行い伺わせていただきます。
- ・月次及び決算作業については、作業方法等を相談させていただき訪問時間となるべく短時間となるよう対応を取らせていただきます。
- ・勤務時間外の対応は控えさせていただきます。

勤務時間：8時～17時（電話受付 9時～17時）

※電話受付時間外は受付業務を停止しております。緊急の場合等は
担当者の携帯電話へご連絡下さい。



○社内における予防措置

- ・勤務時間中のマスクの着用
- ・入社前に体温を測定し、体温が37度以上ある場合は入社禁止。
- ・発熱がない場合も、咳や鼻水が多いなど体調不良の兆候が見られる場合は入社禁止。
- ・不要不急の会議、社内行事、会食等の中止、外部研修の参加の禁止。
- ・社内での感染予防措置の徹底。（換気、事務スペースの分散、会議の時間短縮、清掃・消毒）

エンディングノートで「終活」に備える

今年1月に茅野市が民間企業と協働して「マイエンディングノート」を発行しています。このエンディングノートは6章に分かれ、自身の歩みを書き込めるようになっています。シンプルな作りになっていますので、初めてエンディングノートを書かれる方にお勧めです。

第5章は「財産について」がテーマになっており、不動産・預貯金・生命保険など項目ごとに記入欄があり、柳澤会計では記入方法を含め相続について相談に乗っています。相続と言っても何をしたらよいかわからない、相続税について、生前贈与の利点は？そんな疑問にも対応します。弊社にもエンディングノートを設置しておりますので、ご興味のある方は一度手に取って頂ければと思います。

1. エンディングノートとは

エンディングノートは、自分に万が一のことが起こったときに備え、あらかじめ家族や周りの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のことをいいます。このエンディングノートを活用することで、ご自身の相続について考える機会になります。

エンディングノートは、遺言書とは違い法的効力はありませんが、決まった書き方もないので自由に記入することができます。



2. エンディングノート活用のメリットは

- ◇ 終活のきっかけになる
「終活といっても何から手をつけてよいのか」という際に、終活の入口として活用できます。
- ◇ 家族の負担を減らすことができる
万が一の事態が生じ自分で意思を伝えることが難しくなった場合、エンディングノートを活用することで、家族が本人の意向に沿った対応をすることができます。
- ◇ 財産の見直しを行うことで相続税対策が可能になる
不動産、預貯金、保険等を見直すきっかけになり相続税の対策ができます。
- ◇ 家族に思い・メッセージを伝えられる

3. エンディングノートはどのタイミングで書くものなの

エンディングノートを書き始めるべきタイミングや年齢に決まりはありません。エンディングノートに興味を持った瞬間が書き始めるタイミングなのかもしれません。エンディングノートにはいろいろな項目が記入できるようになっていますが、まずは興味のある部分だけ書いてみるというだけでも構いません。

また、エンディングノートは一度書いて終わりというわけではなく、定期的に見直しが必要となりますので、年に一度見直す時期を決めておくのがよいでしょう。

家賃支援給付金

1. 家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給する制度。

2. 支給対象

下記の①②③すべてを満たす事業者。

①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②5月～12月の売上高について、

- ・1ヵ月で前年同月比▲50%以上 または、
- ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

3. 給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

4. 給付額の算定方法

申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍。

| | 支払賃料（月額） | 給付額（月額） |
|-------|----------|--|
| 法人 | 75万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 75万円超 | 50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限 |
| 個人事業者 | 37.5万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 37.5万円超 | 25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限 |

5. 必要書類

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
- ②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
- ③本人確認書類（運転免許証等）←持続化給付金と同様
- ④売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）←持続化給付金と同様

6. 申請方法

「家賃支援給付金」webサイトで申請。

<https://yachin-shien.go.jp/>

7. 申請期間

2020年7月14日～2021年1月15日

8. その他

その他の詳細な取扱いや、Q&Aは、「家賃支援給付金」webサイトでご確認ください。



[中小法人・個人事業者のための]

家賃支援給付金

(橋本健治)

マイナンバーカード マイナポイントと健康保険証機能

マイナンバーカードとは



本人確認書類として利用



ICチップの利用

氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製カードです。窓口など対面の場だけでなく、オンラインでも使える公的な本人確認書類です。

マイナポイントがもらえる（令和2年9月から）

令和2年9月から令和3年3月の期間内にキャッシュレスで2万円分のチャージまたは買い物をすると1人あたり上限5,000円分（付与率25%）のマイナポイントがもらえます。

令和2年7月から予約・申込が始まっています。

マイナンバーカードを**取得**

マイナポイントを**予約**

マイナポイントを**申込み**



キャッシュレス決済サービスを
1つだけ選択

チャージorお買い物



健康保険証として使える（令和3年3月から）

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。医療機関や薬局で利用でき、マイナンバーカードのICチップにより健康保険の資格確認が可能となります。なお利用には事前登録が必要です。



(北原隆幸)

職員コラム ～選ぶべきもの～ 北原 隆幸

人間は合理的に判断して行動しているわけではなく、実は不合理であり、そのことに自覚がない生き物と言われることがあります。得した喜びと損した悲しみを比べると、後者の方が大きいと言われていましたし、損はしたくないが後悔はもっとしたくないのが人間なのだそうです。

日常の買い物でも、無意識に不合理な判断をしているかもしれません。「SNSで評価が高いから」とか。

今はどこにいても手のひらで買い物ができる時代です。またシェアリングやサブスクなど、所有から利用へシフトする傾向もあり、消費の仕方も大きく変わってきました。どのような消費の仕方がいいのか、戸惑ってしまいますね。選択肢が多すぎて思考が止まってしまうそうです。むしろ買うものを人間が判断などせず、AIや5Gにお任せしてしまうことになるかもしれません。

モノを見て、触れて、確かめて買いたいという私の考え方は古くなってしまいました。コロナ禍での消費行動も何が正しいのかよくわかりません。様々な選択肢の中からひとつ選ぶには、自分なりのルールを決め、それに従うことが一番ではないかと思います。

情報に振り回されず、自分で考えて行動できる人間は強いと思います。そういう人間には不合理さなどなく、考えて行動した結果、後悔のない未来が待っていると信じたいものです。

